

第 2 編 基本構想



第1章 本町の将来像

01 目指す将来像

将来像は、本町が令和11年度に目指す姿を内外に示すものであり、それは“松前町らしさ”をより一層生かしたまちづくりの象徴となるものです。

序論に基づき、全ての分野にわたって、恵まれた立地条件や水と緑の美しい自然環境・景観をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら、町民と行政とが協働して全ての環境の更なるレベルアップを進めます。さらに、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが日々生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる生活自立のまちをつくっていくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

生きる喜び あふれる まち まさき

02 まちづくりの基本目標

将来像を実現するため、新しいまちづくりの基本目標を以下のとおり定めます。

いきいき

～心も体も元気いっぱい！～

少子高齢化がより一層進む中、本町に暮らす子どもから高齢者まで全ての町民が、心身共に健康でいることができる、日本一元気なまちづくりを進めます。また、生活環境から健康・福祉環境、教育・文化環境、産業環境に至るまで、活力にあふれ、関わる人がみんな生き生きと活躍するまちづくりを進めます。

きらきら

～まちも人もおしゃれに輝く！～

美しい自然環境・景観を大切に守り育てるとともに、自然と共生した誰もが住みたくおしゃれなまちづくりを進めます。また、町民が個性や才能を伸ばし、自己実現を図ることができる環境の整備に努め、全ての町民がきらきらと輝く笑顔のまちづくりを進めます。

わいわい

～町民みんなが主役！～

町民一人ひとりが生きる喜びを感じることができる、町民みんなが主役のまちづくりを進めます。また、本町の特性・資源を最大限に生かすとともに、町民と行政が知恵と力を合わせることで、まちに更なるにぎわいと潤いを生み出す、協働によるまちづくりを進めます。

03 基本目標と基本施策

将来像とまちづくりの基本目標に基づき、分野ごとの施策の項目を次のとおり定めます。なお、町民ニーズ（今後のまちづくりの特色）等を踏まえ、生活環境分野、保健・医療・福祉分野、教育・文化分野、産業分野、都市基盤分野、協働・行財政分野の順で設定しています。

将来像	基本目標	基本施策
生きる喜び あふれる まち まさき	いきいき 心も体も元気いっぱい！	1 安全・安心な生活環境づくり
	きらきら まちも人もおしゃれに輝く！	2 笑顔で暮らせる健康づくり
	わいわい 町民みんなが主役！	3 豊かな心を育む人づくり
		4 活力あふれるにぎわいづくり
		5 快適で暮らしやすい基盤づくり

1

安全・安心な生活環境づくり

- ①消防の充実
- ②防災・減災の促進
- ③防犯・交通安全の充実
- ④環境保全と景観の創造
- ⑤循環型社会形成の推進
- ⑥公園・緑地・水辺の保全
- ⑦コミュニティの育成
- ⑧消費者行政の推進

南海トラフ巨大地震や局地的豪雨への備えをはじめ、あらゆる災害に強い防災のまちづくり、防犯・交通安全体制の強化など、危機管理体制の一層の充実を図ります。

また、水と緑の美しい自然環境・景観を誇るまちとして、環境保全や美しい景観づくりに向けた施策を総合的に推進するとともに、循環型社会の更なる充実、町民の憩いの場や親水空間の保全等を進め、安全・安心・快適な暮らしが実感できる質の高い、おしゃれな居住環境づくりを進めます。

さらに、町民と行政との情報の共有化や、多様な分野における町民・民間の参画・協働の仕組みづくりを進め、協働のまちづくりを推進するとともに、地域を共につくるコミュニティの育成を進めます。

2

笑顔で暮らせる健康づくり

- ①地域福祉の充実
- ②高齢者支援の充実
- ③障がい者・児支援の充実
- ④子育て支援の充実
- ⑤健康づくりの推進
- ⑥社会保障の充実

“義農精神”といわれる「作兵衛のころ」を受け継ぎ、思いやりや奉仕の心あふれる住民性や、充実した保健・医療・福祉環境を生かし、お互いに支え合い、助け合う地域福祉を推進します。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉・介護体制の一層の充実を図るとともに、子どもや子育て家庭を含め、配慮が必要な人を町全体で見守る体制を強化します。

また、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を重視した、町ぐるみの健康づくりを推進し、全ての町民が健やかに笑顔で暮らすことができるまちづくりを進めます。

3

豊かな心を育む人づくり

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習の推進
- ③スポーツの振興
- ④文化芸術の振興
- ⑤青少年の健全育成
- ⑥国際化、交流活動の推進
- ⑦男女共同参画社会の実現
- ⑧人権の尊重

本町の自然や文化、人材等を活用し、未来を生き抜く力を身に付ける教育や、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、学校教育環境の一層の充実を図ります。

また、充実した生涯学習・スポーツ環境を生かし、全ての町民が生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、自主的なスポーツ活動や文化芸術活動、青少年の健全育成活動、交流活動等の促進に努め、明日の本町を担う人材の育成と文化の香り高いまちづくりを進めます。

さらに、男女が共に社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、意識づくりや条件整備を進めるとともに、全ての人の人権が尊重され、共に生きることができる社会づくりを進めます。

4

活力あふれるにぎわいづくり

- ①農水産業の振興
- ②商工業の振興
- ③観光・交流機能の創出
- ④雇用・就労環境の整備

生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた支援施策を推進し、農水産業の維持・充実に努めます。

また、大型商業施設と既存商店街が共存共栄する環境づくり、既存企業への支援、海産珍味加工業等の地場産業の振興や新規企業の立地促進、地域性に即した観光・交流機能の創出、さらには、雇用対策や消費者対策を推進し、豊かさのにぎわいを生み出す産業の育成を進めます。

快適で暮らしやすい基盤づくり

- ①上・下水道の整備
- ②土地の有効利用
- ③市街地の整備
- ④住宅施策の推進
- ⑤道路・交通網の充実
- ⑥協働のまちづくりの推進
- ⑦情報化の推進
- ⑧持続可能な自治体運営

快適な生活に欠かせない上・下水道を整備し、水質保全と美しく快適な居住環境づくりに努めます。また、長期的な展望の下、町の一体的発展及び人口増加に向けた計画的な土地利用を推進するとともに、これに基づき、安全で快適な暮らしと産業振興を支える、魅力ある市街地の整備や住宅施策を推進します。

さらに、県道の整備促進、町道の整備、鉄道交通やバス交通の利便性向上による道路・交通網の充実、インターネットやSNS等も含めた、多様な媒体による情報環境の充実に努め、町の更なる飛躍を支える都市基盤づくりを進めます。

加えて、自立性の高い自治体経営を持続的に進めていくため、行財政改革を継続的に推進します。

第2章 人口の目標と土地利用の方針

01 人口の目標

平成27年の国勢調査によると、本町の総人口は30,064人で、平成17年をピークに減少傾向で推移しています。人口推計を行った結果によると、本町の人口は、今後も少子化の進行等により減少傾向で推移していくことが予測されています。

こうした中、平成28年に策定した松前町人口ビジョンを踏まえ、本町の将来を展望すると、第4次松前町総合計画により取り組んだまちづくりの成果を土台とし、計画的な土地利用の推進やこれに基づく居住系市街地の整備をはじめ、安全・安心・快適な居住環境づくり、保健・医療・福祉・子育て支援体制の充実、教育・文化環境の充実、産業の育成等により、人口減少を抑制していくことを目標にすべきであると考え、令和11年の総人口の目標を、

28,500人

と設定します。

人口と世帯の目標

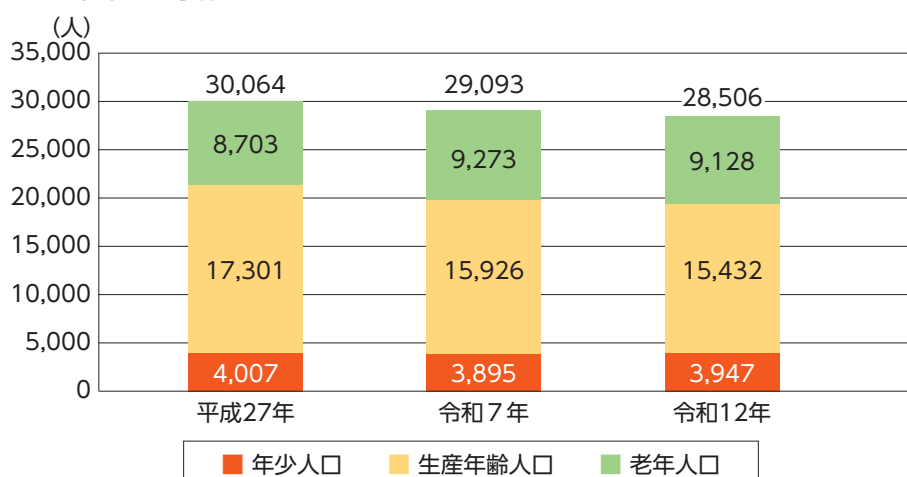
● 総人口・年齢3区分別人口

(単位：人、%)

	平成27年	令和7年	令和12年
総人口	30,064	29,093	28,506
年少人口 (15歳未満 割合)	4,007 (13.4)	3,895 (13.4)	3,947 (13.8)
生産年齢人口 (15～64歳 割合)	17,301 (57.6)	15,926 (54.7)	15,432 (54.1)
老年人口 (65歳以上 割合)	8,703 (29.0)	9,273 (31.9)	9,128 (32.0)

資料：国勢調査、人口ビジョン

● 総人口・年齢3区分別人口



資料：国勢調査、人口ビジョン

(1) 現状と課題

第4次松前町総合計画においては、将来像や人口の目標を踏まえ、本町の更なる発展に向けて3つの拠点と4つのゾーンを設定し、まちづくりを推進してきました。

① 3つの拠点

ア 交流拠点＝主核（新市街地形成地区）

町役場や松前公園、大型商業施設周辺を「交流拠点（新市街地形成地区）」として位置付け、まちの中心地として、行政機能をはじめ、商業や文化、福祉、住居など、多様な都市機能の集積を図りました。

これらにより、まちの中心地として、町内外から大勢の人が集まるようになりましたが、大型商業施設のみの短時間の滞在に留まり、町全体において、その集客が必ずしも生かしきれていません。

イ 交流拠点＝副核（既成市街地地区）

伊予鉄道の松前駅周辺を「交流拠点（既成市街地地区）」として位置付け、土地の高度利用を進め、交通結節点としての機能強化と身近な商業空間としての環境整備を推進しています。

しかし、伊予鉄道松前駅の利用者は減少傾向であるとともに、居住人口の減少が目立ち、既存商店街においても、道路・交通体系やライフスタイルの変化等による閉店や空家が増加傾向にあり、活力が衰退してきています。

ウ 流通拠点

JR車両基地・貨物駅周辺を「流通拠点」として位置付け、周辺環境との調和を図りつつ適正な土地利用を図りました。

令和元年度にはJR車両基地・貨物駅が完成し、その周辺の道路整備等を行うとともに、JR北伊予駅に自由通路を建設し、駅東西の人の流れによる地域全体の活性化を図っています。

しかし、流通拠点をより発展させるためには、鉄道関連の整備以外にも、松山方面への重信川横断部の交通渋滞など課題が残っています。

② 4つのゾーン

ア 住宅市街地ゾーン

おおむね国道56号以西を住宅市街地ゾーンとして設定し、快適で安全・安心な住宅地の形成を図ってきましたが、老朽木造家屋が密集する既成市街地においては、空家対策などをはじめ、住環境の改善と防災機能の向上などを行う必要があります。

イ 産業地ゾーン

おおむね主要地方道伊予松山港線以西の臨海部を産業地ゾーンとして設定し、工業用地としての土地利用を促進するとともに、南黒田の伊予市境界周辺については、企業用地としての整備・活用を検討してきました。企業誘致や、産業の振興の観点から、今後も引き続き推進する必要があります。

ウ 田園住宅地ゾーンと田園環境ゾーン

JR北伊予駅周辺や、伊予鉄道岡田駅周辺の大規模な集落等を田園住宅地ゾーンとして設定し、豊かな田園環境に調和した住宅地の形成を図ってきました。

また、まちの東部を中心に広がる田園地帯を田園環境ゾーンとして設定し、農業基盤の整備や集落環境の維持・改善に努め、田園環境と住環境の共生を図ってきました。

田園住宅地ゾーンと田園環境ゾーンについては、田園風景や農地の保全とともに、住宅建設など土地利用のあり方が課題となっています。

(2) これからの土地利用について

交流拠点＝主核（新市街地形成地区）については、町役場及び松前公園、大型商業施設周辺から、町内の名所等への誘導など、長時間の滞在に発展させる施策について検討する必要があります。町の幹線道路として整備した町道筒井徳丸線沿線や、西古泉筒井線沿線を整備することにより、交流拠点から人の流れを誘導できるにぎわいの創出を目指した土地利用のあり方について検討する必要があります。

交流拠点＝副核（既成市街地地区）については、伊予鉄道松前駅の周辺について、県道交差点の改良工事とも整合性を図りながら、鉄道事業者や商工会とも連携して、都市基盤整備を行うなど、松前駅を中心としたにぎわいの創出を図る必要があります。

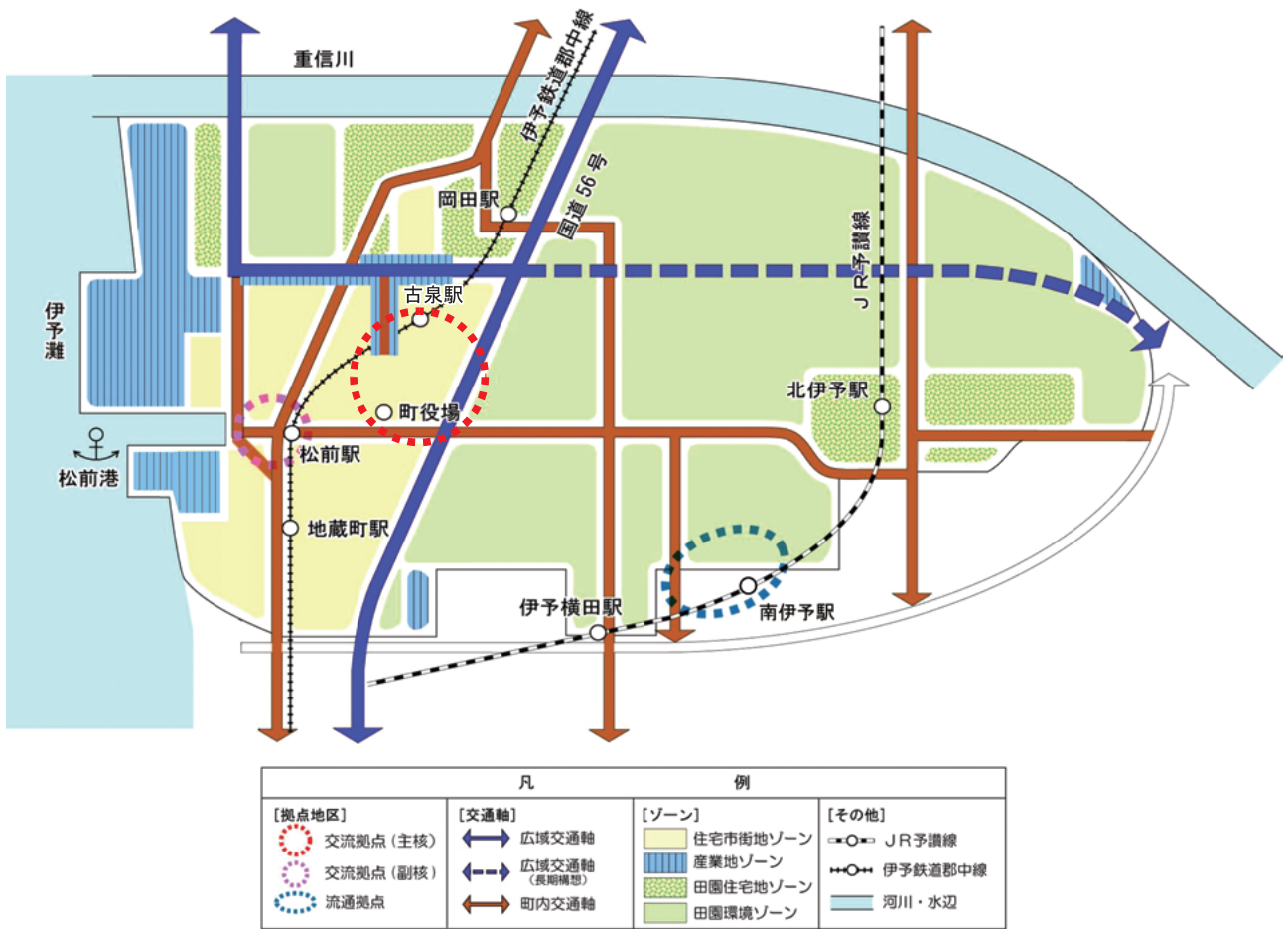
流通拠点については、隣接する伊予市と連携を図りながら、貨物駅の利点である物資の移送・流通機能を生かした土地利用や道路整備について検討を進めていく必要があります。

住宅市街地ゾーンや田園住宅地ゾーン、田園環境ゾーンについては、老朽木造家屋が密集する既成市街地においては、住環境の改善と防災機能の向上などを図っていくとともに、既存市街化区域内の残存農地の活用や、市街化調整区域の土地利用のあり方など、農地の保全と活用方法を併せた町全体の土地の有効活用について検討する必要があります。

産業地ゾーンについては、引き続き、南黒田の伊予市境界周辺について企業用地としての整備・活用を進めるほか、北黒田の臨海部についても土地の有効利用の検討を行っていく必要があります。

これらのように、さまざまな課題を乗り越え、まちづくりの将来像である「生きる喜び あふれるまち まさき」を目指すため、町内有識者による検討委員会を立ち上げ、町内の土地利用について検討を行います。

土地利用構想図



第3章 関連計画等の位置付け

01 総合戦略との関係

本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定した「松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含有するものとします。松前町総合戦略は、2060年を目標年次とする長期ビジョンを「人口減少の抑制と産業の振興」と定め、総合計画の基本施策のうち、緊急性のある施策を基本目標として位置付け、重点的に取り組みます。

なお、当戦略は、基本計画の見直しに合わせて5年ごとに見直しを行うこととします。

● 総合計画と総合戦略の関係

【第5次松前町総合計画】

● 将来像

生きる喜び あふれる まち まさき

○ 基本目標

いきいき 心も体も元気いっぱい！
きらきら まちも人もおしゃれに輝く！
わいわい 町民みんなが主役！

○ 基本施策

- 1 安全・安心な生活環境づくり
- 2 笑顔で暮らせる健康づくり
- 3 豊かな心を育む人づくり
- 4 活力あふれるにぎわいづくり
- 5 快適で暮らしやすい基盤づくり

緊急性のある施策について
基本目標として位置付け

【松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

以下の3つの方向性で人口減少を抑える

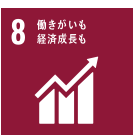
- 基本目標1 子育て世代に、住む場所として選ばれる松前町づくり
基本目標2 産業振興、産業連携による活発で活力ある松前町づくり
基本目標3 安全・安心で賑わいあふれる元気な松前町づくり

02 SDGsを踏まえた施策の展開

近年、SDGs（エス・ディ・ジーズ）の考え方を取り入れたまちづくりが求められており、今後は自治体だけでなく、企業や地域活動の新たな推進力となることが想定されています。SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは世界レベルでの目標ではありますが、地方自治体やそこに住む住民一人ひとりの取組が積み重なることで、国や国を越えた世界へと効果が波及すると考えます。また、経済・社会・環境面における価値創造や、持続可能なまちづくりにつながるということも考慮し、本計画では、SDGsの考え方を踏まえることとします。



	目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は、貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。
	目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は、土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も、住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
	目標4 全ての人々へ包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は、重要です。
	目標5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は、大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも、重要な取組と言えます。
	目標6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	目標7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも、自治体の大きな役割と言えます。
	目標8 包括的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は、経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る 自治体は、地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

	目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は、主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	目標11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は、ますます大きくなっています。
	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で、持続可能な生産と消費は、非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで、この流れを加速させることが可能です。
	目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は、年々深刻化し、既に多くの形でその影響が顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	目標14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する 海洋汚染の原因の8割は、陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	目標15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は、密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	目標16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る 平和で公正な社会を作る上でも、自治体は、大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも、自治体の役割と言えます。
	目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は、公的・民間セクター、住民、NGO・NPO等、多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは、極めて重要です。

